

# 『神皇正統記』の「童蒙」

## (一)

『神皇正統記』は北畠親房の著になるものであるが、これが誰のために叙述されたか、については、『神皇正統記』白山本のなかの「奥書」の左記の部分が「一つの回答」を与えていることは周知のところである。

ここで「一つの回答」とあえて言ったのは、この「奥書」の部分があくまでも親房の記述するところであること、あるいは『神皇正統記』の叙述に際して、親房のそれとした事実が少なくともここに反映されているものである

## 我妻 建治

ことを前提としてはじめてなさるべき性質のものであること、そしてこのことよって与えられた回答のなかの人物も、推論的に挙示されるにすぎない人物であること、したがってその回答も具体的には、決定的なものには必ずしもならないであろうという意味である。

以上のことを前おきして、以下『神皇正統記』が誰のために書かれたか、について考えることとする。

此記者、去延元四年秋、為<sub>レ</sub>示<sub>ニ</sub>或童蒙<sub>ニ</sub>所<sub>レ</sub>馳<sub>ニ</sub>老筆<sub>一</sub>也、  
旅宿之間、不<sub>レ</sub>審<sub>ニ</sub>一巻之文書<sub>一</sub>、纔<sub>ニ</sub>尋<sub>ニ</sub>最略皇代<sub>一</sub>記<sub>一</sub>、  
任<sub>ニ</sub>彼篇目<sub>一</sub>、粗勒<sub>ニ</sub>子細<sub>一</sub>畢、其後不<sub>レ</sub>能<sub>ニ</sub>再見<sub>一</sub>、

巴<sup>一</sup>及<sup>二</sup>五稔<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>圖有<sup>二</sup>展転書写之輩<sup>一</sup>云々、驚而披見  
之処錯乱多端、癸未秋七月、聊加<sup>三</sup>修治<sup>一</sup>、以<sup>レ</sup>此可<sup>レ</sup>為  
一<sup>レ</sup>本、以前披見之人莫<sup>レ</sup>嘲弄<sup>一</sup>聞<sup>耳</sup>

すなわち、右の記事によれば、親房は『神皇正統記』を  
「為<sup>レ</sup>示<sup>二</sup>或童蒙<sup>一</sup>」めに叙述したという。「童蒙」とは普通  
「子供」「がんぜない子供」「蒙昧な子供」の意であるが、  
ここでの問題は、その「童蒙」が具体的に誰にあたるの  
か、ということである。

従前、この「童蒙」は、後村上天皇をさすものと考えら  
れるむきが大方であった。このことは、いわば通説的位置  
をしめていたのである。これは、親房という人物、そして  
その思想についての従来からの通念からすれば、その親房  
がいかに後村上天皇が年少であるにしても、天皇を「童  
蒙」に相当させる表現をここでとらせていること自体、ま  
ことに理解にくるしむところではあったが、『神皇正統記』  
が後村上天皇の帝王学の書としてまことにふさわしい内容  
をそなえていることにより形成された通説ではあったと考  
えられる。

『神皇正統記』が親房によって必ずしも後村上天皇に捧

げるためにのみ叙述されたものではないとする説は、従前  
全くないわけではなかった。<sup>(1)</sup>とくに、小島吉雄氏<sup>(2)</sup>や福井康  
順氏<sup>(3)</sup>らのそれぞれの見解は、『神皇正統記』のいわば本文  
批判からなされたもので、いずれも、その本文に表現され  
た親房の筆致等に言及して、これによってそれが必ずしも  
後村上天皇にのみ捧げるものとして書かれたものではない  
としているのである。

さらに、いわゆる通説に対して、最近、「童蒙」とは東  
国武士、ことに結城親朝その人をさすのであろうという新  
説を提出されたのは松本新八郎氏<sup>(4)</sup>である。この説はその  
後、佐藤進一氏<sup>(5)</sup>、さらに永原慶二氏<sup>(6)</sup>らによってその補足支  
持の論がなされている。

とくに、永原氏は、「この推定は、『神皇正統記』が無条  
件に後村上天皇に献じたものとする常識からすれば、はな  
はだ唐突だが、親房がなぜ小田城中でこれを書いたか、ま  
た小田城中で『神皇正統記』にひきつづいて『職原抄』の  
ような一見不急とみられる官職の解説書をなぜ書いたか、  
という問題をつぎの点から考えてみると、意外に合理的で  
あると思われる。」として、『神皇正統記』と『職原抄』に  
おいて、親房が力説した家柄、勲功、官職等のあり方を東

国武士の現況との関連において四点にわたって述べ、松本説支持の理由を開陳し、「このような解釈は、先入観なしに事の経緯を虚心に追えば、自然に浮んでくるものである。にもかかわらず、これまでなぜ後村上天皇に献じた書物とされつつつけてきたのだろうか。」とされている。

筆者も、この「奥書」の当該部分が親房の叙述意図を反映していることを前提とするかぎり、当時の南朝の景況、小田城をめぐる帰趨定かならぬ関東の政治的状况を概観して、『神皇正統記』『職原抄』をはじめ、親房の結城親朝宛の多数の文書の内容等からみて、いわば「先入観なしに事の経緯を虚心に追えば」そのこと自体、永原氏の所説立論については疑義の余地ないものと考ええる。しかし、はたしそうであらうか。

以下の小論は、親房のこの「童蒙」がはたして結城親朝に代表されるような東国武士をさしているのか、あるいは後村上天皇をさしているのか、これを「童蒙」の熟字の本来的意味を通して推考してみようとするものである。

### 〔註〕

(1) 例えば、山田孝雄『神皇正統記述義』、村岡典嗣「神皇

正統記白山本の学問的意義について」(『続日本思想史研究』所収)、中村直勝「神皇正統記発生の一考察」(『古典研究』二九)等。

(2) 小島吉雄「神皇正統記の研究」(『岩波日本文学講座』8、作品及作家3所収)。

小島氏においては、奥書中の「或童蒙」を「親房の側近の後輩」とされ、また本文の内容からみて、『神皇正統記』が唯に東国武士のみならず、さらに広く武家一般の間にも読まれるであらうことを、親房自身考慮して叙述されたものとされている。

(3) 福井康順「神皇正統記の形成と儒佛二教」(『東洋思想の研究』所収)。

福井氏は、『神皇正統記』には、内容的に言って、後村上天皇に捧げたものとして推定するにふさわしい、いわば帝王学に関連した部分と、そのようなものでなく、例えば臣道論など必ずしも天皇に捧げるべきことを意図しない、むしろ公家武家いずれが読んでもそれにふさわしい部分との二つがあることを指摘している。そして、前者は、「或童蒙」、すなわち後村上天皇に捧げたものとし、これは実は、「延元四年秋」にまず叙述された『神皇正統記』の、いわば初稿本とも称すべきものと比定され

るであろうとした。また、後者は、親房がその初稿以降「已及五稔不<sub>レ</sub>図有<sub>レ</sub>展転書写之輩云々。驚而披見之処。錯乱多端。癸未秋七月、聊加<sub>レ</sub>修治、以<sub>レ</sub>此可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>本。」とした、『神皇正統記』の、いわば再訂本とも称すべきものに相当するであろうとした。したがって、ここでは、全体としては、必ずしも後村上天皇に捧げられることをのみ意図したものではなくなり、むしろその対象は、「展転書写之輩」を含めて、南朝方の公家及び武士、さらに北朝方にまで及んでいるであろうとしたのである。

(4) 神皇正統記の「童蒙」(日本古典文学大系87『月報』所収)。

(5) 『南北朝の動乱』(『日本の歴史』九卷、中央公論)。

(6) 「中世の歴史感覚と政治思想」(『慈円北畠親房』(『日本の名著』9、中央公論)。

(7) (一)『神皇正統記』はくりかえし官職は家柄と勲功とに見あうものでなければならず、恩賞を乱すことはよろしくないと力説している、(二)だからこそ『神皇正統記』にひきつづいて『職原抄』を著わし、官職と家柄・沿革を明らかにしようとした、(三)東国武士たちが味方につかないうちから恩賞の所領や官職を露骨に要求することに親房は憤慨やるかたなかったことが親朝宛の書状から確認できる、(四)また白山本奥書にあるように、最初の本を「童蒙」に渡してから「再見」できなかつたが、五年後(関

城籠城の時期)、つぎつぎに転写されたものの一つを手に入れ、それに補訂を加えたということは、『神皇正統記』が本来、東国武士に与えられ、彼らのあいだで読みつがれていたことを明示している。

## (二)

北畠親房が和漢に通じてきわめて広学博識であったことは著名な事実であるが、筆者は、とくに親房の易文に対する知識が広大であり、おそらくこれに精通していたであろうことを別に述べたことがある。<sup>(1)</sup>

この「童蒙」の熟字も、実は易文、すなわち『周易』のなかにあるものであることを、まずここに注意しておきたい。

「童蒙」は元来、『周易』の卦辞にでているものである。そして親房自身、「童蒙」が『周易』のなかにある文辞であることを知悉していたであろうことは推定するに難くないが、親房が『神皇正統記』を叙述し、修正することに関連して、「童蒙」の文辞を『周易』卦辞中のものであることを充分意識してこれをなしたとしたら、どうなるであ

ろうか、問題の視角は自ら別になるべきであらう。

『周易』のなかで、「童蒙」の文辞がはつきりとみえているところは、六十四卦のうちの「蒙卦」およびこれに関連する部分である。

以下、蒙の卦辞、爻辞、さらにこれに関連する象伝、象伝等の全文を左記に挙げる。(なお、これらの易文を挙げるに当たって利用したテキストは『頭書再刻易経集註』であり、句点・返点は大凡これによった。程子の『易伝』、朱子の『周易本義』の引用も同様である。)

䷃ 蒙上

蒙亨。匪我求童蒙。童蒙求我。初筮告。再三。

渎。渎則不告。利貞。

象曰。蒙山下有險。險而止。蒙。蒙亨。以亨行時中也。匪我求童蒙。童蒙求我。志応也。初筮告。

以剛中也。再三渎。渎則不告。渎蒙也。蒙以養正。聖功也。

象曰。山下出泉。蒙。君子以果行育德。

初六。發蒙。利用刑人。用說桎梏。以往吝。

象曰。利用刑人。以正法也。

九二。包蒙吉。納婦吉。子克家。

象曰。子克家。剛柔接也。

六三。勿用取女。見金夫。不有躬。无攸利。

象曰。勿用取女。行不順也。

六四。困蒙吝。

象曰。困蒙之吝。独遠実也。

六五。童蒙吉。

象曰。童蒙之吉。順以巽也。

上九。擊蒙。不利為寇。利禦寇。

象曰。利用禦寇。上下順也。

右に明らかなように、「童蒙」は、蒙の卦辞、象辞、大蒙、六五爻辞、さらに同小蒙にみえている文辞である。

次に、これを蒙卦の全体のなかで、その意味を吟味してみる。

一体にしてこの蒙卦䷃の象は、外卦、すなわち艮☶を上にし、内卦、すなわち坎☵を下にして二つ重ねたものとなっている。この象を程子の『易伝』によってみると、「艮為山為止。坎為水為險。山下有險。遇險而止。莫知所之。」とあるように、内外ともにふさがっている卦象で、まことに蒙い所を示している。しかし、「水必行

之物<sup>(3)</sup>ともあるから、全くのお先き真暗であるというのではない。また、『易伝』に「蒙有<sup>(4)</sup>開発之理。亨之義也。」<sup>(4)</sup>としているから、亨る要素をもっている。しかし、全体としては、やはり「未<sup>(5)</sup>有所<sup>(5)</sup>之」で蒙いとしているのである。

そして、この蒙い象のなかで、とくに内卦のなかで、その蒙を発くべき、あるいは蒙を包むべき、すなわち利貞を実現すべき爻辞は、唯一の陽爻<sup>(6)</sup>である九二の爻辞であることになる。いわば蒙を発くことは九二爻にかかっているのである。この爻こそが唯一の剛なるものだからである。これ以外の爻は、いずれも陰爻<sup>(7)</sup>で、その役割を演ずべき剛さをもっていないとする。

すなわち、初六は、陰爻で、『易伝』によると、「以<sup>(8)</sup>陰暗<sup>(8)</sup>居<sup>(8)</sup>下。下民之蒙也。爻言<sup>(9)</sup>發<sup>(9)</sup>之道。發<sup>(9)</sup>下民之蒙。當<sup>(10)</sup>明<sup>(10)</sup>刑禁<sup>(10)</sup>以示<sup>(10)</sup>之。(中略)苟專用<sup>(11)</sup>刑以為<sup>(11)</sup>治。則蒙雖<sup>(12)</sup>畏而終<sup>(12)</sup>不能<sup>(12)</sup>發<sup>(12)</sup>。」とされ、また、朱子の『周易本義』でも、「以<sup>(13)</sup>陰居<sup>(13)</sup>下。蒙之甚也。」とされて、発蒙の契機にはならないとされている。

六三は、これも陰爻で、『易伝』では、「以<sup>(14)</sup>陰柔<sup>(14)</sup>処<sup>(14)</sup>蒙闇。不中不正。女之妄動者也。」<sup>(14)</sup>とされ、また『周易本義』

でも、「陰柔不中不正。女之見<sup>(15)</sup>金夫<sup>(15)</sup>而不能<sup>(15)</sup>有其身<sup>(15)</sup>之象也。」とされている。

さらに外卦に上って六四は、これも陰爻で、『易伝』によると、「以<sup>(16)</sup>陰柔<sup>(16)</sup>而蒙闇。无<sup>(16)</sup>剛明之親援。无<sup>(16)</sup>由<sup>(16)</sup>自發<sup>(16)</sup>其蒙。」<sup>(16)</sup>とされ、また、『周易本義』でも、「既遠<sup>(17)</sup>於陽。又无<sup>(17)</sup>正応。為<sup>(17)</sup>困<sup>(17)</sup>於蒙<sup>(17)</sup>之象。」<sup>(17)</sup>とされている。

したがって、これら初九、六三、六四等の陰爻は、いずれも蒙に沈むだけの象しかもたず、いわんや、九二の陽爻に相應して発蒙を実現し、利貞の象にみあう働きをなすべき爻とはなっていないとされている。

ところで、唯一の陽爻九二であるが、これについて『易伝』は、「居<sup>(18)</sup>蒙<sup>(18)</sup>之世。有<sup>(18)</sup>剛明之才。而与<sup>(18)</sup>六五之君<sup>(18)</sup>相応。中徳又同。當<sup>(19)</sup>三時之任<sup>(19)</sup>者也。必広<sup>(19)</sup>其含容。哀<sup>(19)</sup>矜昏愚。則能發<sup>(20)</sup>天下之蒙。成<sup>(20)</sup>治<sup>(20)</sup>蒙之功。」(中略)唯九二有<sup>(21)</sup>剛中之徳。而応<sup>(21)</sup>於五。用<sup>(21)</sup>於時。而独明者也。苟恃<sup>(22)</sup>其明。專<sup>(22)</sup>於自任。則其徳不<sup>(22)</sup>弘。故雖<sup>(23)</sup>婦人之柔闇。尚當<sup>(23)</sup>納<sup>(23)</sup>其所<sup>(23)</sup>善。則其明広矣。又以<sup>(24)</sup>諸爻皆陰。故云<sup>(24)</sup>婦。堯舜之聖天下所<sup>(25)</sup>莫<sup>(25)</sup>及也。尚曰清問<sup>(26)</sup>下民。取<sup>(26)</sup>人為<sup>(26)</sup>善也。二能包納則克濟<sup>(27)</sup>其君之事。猶<sup>(27)</sup>子能治<sup>(27)</sup>其家也。五既陰柔。故發<sup>(28)</sup>蒙之功。皆在<sup>(28)</sup>於二。」<sup>(28)</sup>として、発蒙すべき唯一の陽爻であるとしている。

る。『周易本義』も、「九二以陽剛。為内卦之主。統治群陰。當發蒙之任也。」として、『易伝』と同様の読み方をしている。

以上のように、九二は、蒙卦の内外交のうちで、群陰を治めて發蒙すべき唯一のものではあるが、それにしても、九二自らがその陽剛の故によってのみ發蒙すべく動いてはいけないとしている。九二がそのように動くならば、陽に過ぎて不可であり、「其徳不弘」としている。九二は、六五の爻と相應して、はじめて發蒙の功がなるとしている。すなわち、卦辭に、「匪我求童蒙。童蒙求我」とみえるのがその謂であり、かくすれば、利貞であり、「亨」としているのである。『易伝』は、このことについて、「六五為蒙之主。而九二發蒙者也。我謂二也。二非蒙主。五既順巽於二。二乃發蒙者也」と明言している。すなわち、六五、いわゆる「蒙之主」が、九二、いわゆる「我」に求め、「我」に順巽してはじめて九二は發蒙すべき動きを示すべきものであるという。

さらに、『易伝』は、九二の爻辭に対する小象、すなわち、「子克家。剛柔接也。」を注釈して、次のように言っている。

子而克治家者。父之信任專也。二能主蒙之功者。五之信任專也。二与五。剛柔之情相接。故得行其剛中之道。成發蒙之功。苟非上下之情相接。則雖剛中。安能戶其事乎。

ここに、九二の發蒙の功は六五の専らの信任によってのみなるとしていることは、きわめて注目すべきことと言わねばならぬ。すなわち、この九二に相應し、九二に専らなる信任を与える六五の爻こそが、実は「童蒙」それ自身であるからである。「童蒙」とは、そのような位をもつものであるからである。ようやくここにはじめて「童蒙」を論ずる段階にきた。

一体にして、六五は、きわめて位の高い爻であり、したがって、その爻辭「童蒙吉」はそのような位でみなければならぬものである。

『易伝』および『周易本義』は、この陰の爻辭について次のように言っている。

五以柔順居君位。下応於二。以柔中之徳。任剛明之才。足以治天下之蒙。故吉也。童。取未発而資於人。為人君者。苟能至誠。任賢以成其功。何異乎出於己也。

〔易伝〕

柔中居尊。下応於九二。純一未発。以聴於人。故其象為童蒙。而其占為是則吉也。

〔周易本義〕

また、その小象に対する『易伝』の説明は、「舎己從人。順從也。降志下求。卑巽也。能如是優於天下矣。」としている。

右の文中、「君」「居君位」「人君」「柔中之徳」「居尊」「童蒙」「純一未発」「童」等いずれも六五の位置、内容を示し、「童蒙」のありようを示しているものである。そして、「剛明之才」「人」「賢」等は、「童蒙」と相応すべき、先述の「我」となり、いずれも九二の内容を示すものとなっている。

すなわち、右の文辞からも明らかのように、また「童蒙」の左の称呼からも明らかのように、「童蒙」とは蒙の世界における君主のありよう、いわば仁政を施し、九二の「我」に相応して、あるいは「我」を信任して、天下の蒙を治むべき君主のありようを示す象を意味するものとなっている。「がんぜない子供」「蒙昧な子供」の単なる呼称で

はないのである。

さて、このようにして、蒙の世界は、六五と九二との正応のもとに発蒙さるべく盛り上げられることとなるが、その象が上九「擊蒙」の段階なのである。

上九の象は陽爻であり、これについて『周易本義』は「以剛居上。治蒙過剛。」<sup>19)</sup>としている。すなわち剛すぎるとしている。剛すぎては利なしとする。しかし、剛すぎるにしても、「擊蒙」の仕方によっては利あるものとしている。すなわち、その仕方について、上九の爻辞は「不利為寇。利禦寇。」<sup>20)</sup>と言ひ、「為寇」を否定し、「禦寇」を肯定している。この「為寇」について、『易伝』は、「秦皇漢武窮兵誅伐。為寇也。」<sup>21)</sup>とし、「禦寇」については、「若舜之征有苗。周公之誅三監。禦寇也。」<sup>22)</sup>としている。また、『周易本義』は、「禦寇」について、「惟捍其外誘。以全其真純。則雖過於嚴密。為得宜。」<sup>23)</sup>としている。また、その小象に関して、『易伝』は、「利用禦寇。上下皆得其順也。上不為過暴。下得擊去其蒙。」<sup>24)</sup>と言っている。

すなわち、六五・九二が相応して、群陰および群爻を治めて、純真を失わず、剛なる態度で、ただ外からの悪をの



み禦げば、「擊蒙」を得ることができるとするのである。

以上が蒙卦の大意であるが、この卦象は、彖辞にもあるように、「蒙以養正。聖功也。」<sup>(25)</sup>であり、いわば、君主の正を養う道、聖人となるべき仕事、いばわ君徳涵養に利貞たるゆえんの象を示すものと考えられるのである。

〔註〕

(1) 「神皇正統記試論のための基礎作業」(『成城文芸』六五号)。

(2) 蒙。序卦。屯者。盈也。屯者。物之始生也。物生必蒙也。故受之以蒙。蒙者。蒙也。物之禪也。屯者物之始生。物始生禪小。蒙昧未發。蒙所以次屯也。為卦。艮上坎下。艮為山為止。故為水為險。山之下有險。遇險而止。莫知所之。蒙之象也。水必行之物。始出未有所之。故為蒙。及其進則為亨義。(傍点は筆者以下同じ)。

(3) 註(1)参照。

(4) 蒙有開發之理。亨之義也。卦才時中。乃致亨之道。六五為蒙之主。而九二發蒙者也。我謂二也。二非蒙主。五既順巽於二。二乃發蒙也。故主二而言。匪我求童蒙。童蒙求我。五居尊位。有柔順之德。而方

在童蒙。与二為正応。而中徳又同。能用二之道。以發其蒙也。二以剛中之徳。在下。為君所信嚮。當以道自守。待君至誠求己。而後応之。則能用其道。匪我求於童蒙。乃童蒙求於我也。筮。占決也。初筮告。謂至誠一意以求己則告之。再三則瀆慢矣。故不告也。發蒙之道。利以貞正。又二雖剛中。然居陰。故宜有戒。

(5) 註(2)参照。

(6) 初以陰暗居下。下民之蒙也。爻言發之道。發下民之蒙。當明刑禁以示之。使之知畏。然後從而教導之。自古聖王為治設刑罰以齊其衆。明教化以善其俗。刑罰立。而後教化行。雖聖人尚徳而不尚刑。未嘗偏廢也。故為政之始。立法居先。治蒙之初威之以刑者。所以說去其昏蒙之桎梏。桎梏。謂拘束也。不除去其昏蒙之桎梏。則善教无由而入。既以刑禁率之。雖使心未能喻。亦當畏威以從。不敢肆其昏蒙之欲。然後漸能知善道。而革其非心。則可以移風易俗矣。苟專用刑以為治。則蒙雖畏而終不能發。苟免而无耻。治化不可得而成矣。故以往則可吝。

(7) 以陰居下。蒙之甚也。占者遇此當發其蒙。然發之道。當痛懲而暫舍之以觀其後。若遂往而不舍。則

致羞吝矣。戒占者當如是也。

(8)

三以陰柔一處蒙闇。不中不正。女之妄動者也。正应在上。不能遠從。近見九二為群蒙所歸得時之盛。故捨其正應。而從之。是女之見金夫也。女之從人。當由正禮。乃見人之多金。說而從之。不能保其有身者也。无所往而利矣。

(9)

六三陰柔不中不正。女之見金夫。而不能有其身之象也。占者遇之。則其取女必得如是之人。无所利矣。金夫蓋以金賂己而挑之。若魯秋胡之為者。

(10)

四以陰柔而蒙闇。无剛明之親援。无由自發其蒙。困於昏蒙者也。其可吝甚矣。吝。不足也。謂可少也。

(11)

既遠於陽。又无正應。為困於蒙之象。占者如是。可羞吝也。能求剛明之德。而親近之。則可免矣。

(12)

包。含容也。二居蒙之世。有剛明之才。而與三五之君相心。中德又同。當時之任者也。必弘其含容。哀矜昏愚。則能發天下之蒙。成治蒙之功。其道弘其施博。如是則吉也。卦唯二陽交。上九剛而過。唯九二有剛中之德。而應於五。用於時。而獨明者也。苟恃其明。專於自任。則其德不弘。故雖婦人之柔闇。尚當納其所善。則其明弘矣。又以諸爻皆陰。故云婦。堯舜之聖天下所莫及也。尚曰清問下民。取人為善。

(13)

也。二能包納則濟其君之事。猶子能治其家也。五既陰柔。故發蒙之功。皆在於二。以家言之。五父也。二子也。二能主蒙之功。乃人子克治其家也。

九二以陽剛。為內卦之主。統治群陰。當發蒙之任者也。然所治既廣。物性不齊。不可一槩取。而爻之德。剛而不過。為能有所包容之象。又以陽受陰。為納婦之象。又居下位。而能任上事。為子克家之象。故占者有其德。而當其事。則如是而吉也。

(14)

註(13)參照。

(15)

卦辭第一節。本文參照。

(16)

註(4)參照。

(17)

本文參照。

(18)

本文參照。

(19)

以剛居上。治蒙過剛。故為擊蒙之象。然取必太過。攻治太深。則必反為之害。惟擇其外誘。以全其真純。則雖過於嚴密。乃為得宜。故戒占者如是。凡事皆然。不止為誨人也。

(20)

本文參照。

(21)

九居蒙之終。是當蒙極之時。人之愚蒙既極。如苗民之不率為寇為亂者。當擊伐之。然九居上。剛極而不中。故戒不利為寇。治人之蒙。乃禦寇也。肆為貪暴。乃為寇也。若舜之征有苗。周公之誅三監。

禦、寇也。秦皇漢武窮兵誅伐。為、寇也。

(22) 註(21)参照。

(23) 註(19)参照。

(24) 利用禦寇。上下皆得其順也。上不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>過暴。下得

擊去其蒙。禦寇之義也。

(25) 象辭第二節。本文参照。

(三)

右に述べたような易の蒙卦のなかの「童蒙」の文辭は、いわば君主の象を示すものであることがここに明らかになつたと思う。

このような易象を、北畠親房がはっきりと意識して、これを後村上天皇をさすものとするならば、親房のかの「童蒙」の表現は、それとして決して理解に困しむ体のことではないと考える。「童蒙」の意味するところは「君位」にあり、「尊」なるものであり、きわめて高い位にあるのであるが、したがって、これを結城親朝や東国武士の誰かにあてることができることは、このかぎりでは到底その推定が困難と言わねばならぬ。むしろ「童蒙」が天皇、ことに後村上天皇を示し、

かくて『神皇正統記』は本来、親房が同天皇に奉るために、あるいは、当面、同天皇の目にふれるべきことを意識して叙述したものととしてこれを解することがもつとも自然であると推定される。

延元四年前後の南朝の政治的状况は、いわば「蒙」の世界の象を呈し、東国武士の帰趨定かならぬ関東の政治的情勢は、いわば「初六」、「六三」、「六四」等、「群陰」以外のなものでもなく、それがそのままだだなか、四面まざしく「不<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>躬。无<sub>レ</sub>攸<sub>レ</sub>利」き狀況のなかであったことを考えれば、親房は、「六五」の「童蒙」を後村上天皇にみたと、九二の「我」を親房自身にみたとて、南朝回天の想をねる彼の精神的狀況をここに充分に推察することができるであろう。

ともあれ、上述したことは、『神皇正統記』白山本「奥書」の前半の部分が親房の記述になるか、あるいは親房の意図が少なくとも反映されていることを前提とし、親房が易文を知悉していた事実にもとづき、これをいわば附会した推論なのである。今後、新史料の発見などによって確たる根拠ができ、かの前提が基礎を失った場合は筆者の立論

はなりたたないのである。いずれにしても、このような推論は、現段階において、なにほどかの説得力をもちうるものであるか、どうか、大方の御教示を乞うて擱筆する次第である。

〔註〕

(1) 六三爻。本文参照。